



No.232 2025年 3月号 飯田市農業振興センター 飯田市鼎東鼎281番地(飯田市農業課内) ☎0265(21)3217 <https://www.iida-nougyou.com/>

飯田市 環境に配慮した農産物地域相互 認証制度の「愛称」と「マーク」が決まりました

昨年の3月から運用を開始しました飯田市の農産物地域相互認証についてより多くの皆さんに親しみをもって知っていただきたく、この度「愛称」と「認証マーク」を制作しました。認定された農産物にマークを貼り周知していきます。

「みやまし農産物認証」について

愛称「みやまし農産物認証」

飯田下伊那の方言「みやましい」(きちんとした、立派な)から、この地域で育てられ、人にも環境にも誇れる農産物であってほしいという思いを込めました。

※りんごと水引をモチーフにしたマークです



認証の基準

飯田市の販売農家が作った農産物で、農薬、化学肥料を県基準の3割以上削減した場合に認定します。

認定数

11件、118品目(令和7年1月末現在)

認定のメリットなど

学校給食への優先的使用、「有機JAS認証」・「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料の補助、緑肥導入に対する補助など

ご興味のある方は下記までお問い合わせください。制度の内容について詳しくは市HPをご覧ください →

お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217



令和7年度中に機械・施設の導入を計画されている皆様へ

農業経営を改善する目的で農業用の機械や施設を導入される場合に、支援を受けられる補助事業があります。事業の活用を検討される場合は期間内に要望調査票の提出をお願いいたします。

補助対象となる事業

農業経営の改善に必要な機械の導入や農業用施設の整備

※事業費(税抜)50万円以上。スマート農業は事業費30万円以上。

補助額

事業費の3/10以内

(上限50万円)

※要件・提出書類などの詳細は、農業課へお問合せいただくか、飯田市のホームページをご覧ください。

要望調査受付期間●令和7年3月3日(月)～令和7年3月31日(月)

お問合せ先

飯田市農業課 農村振興係 ☎0265-21-3217



市民農園では春からの利用者を募集しています

春夏野菜を育てるために畑をはじめるなら4月がベストシーズンです。ご自分で育てた野菜で、元気になりませんか？ 飯田市には9の市民農園があります。1月末現在、空き区画がある市民農園はこちらです。

農園名	地区	区画面積	利用料(1年間)
市民農園 鼎中平	鼎中平	30㎡	3,000円
市民農園 いいぬま	上郷飯沼	50㎡	5,000円
飯田ふれあい農園 桐林園	桐林	30㎡	3,000円
北原農園	上郷黒田	144㎡	利用する面積あたりの金額

空き状況・申込方法については飯田市農業課までお電話でお問い合わせください。

市民農園で「農ある暮らし」を楽しみませんか？

●飯田市「市民農園」ホームページ



市民農園の一覧表、位置図などが公開されています。

●「市民農園いいぬま」ホームページ



「市民農園いいぬま」の詳細がご覧いただけます。



「市民農園いいぬま・秋の収穫」
(秋じゃがいも・玉ねぎ・大根)

お問合せ先

飯田市農業課 農村振興係 ☎0265-21-3217

大豆・そばを作ってみませんか？ ～大豆・そば栽培説明会のご案内～

収穫した大豆は、NPOみどりの風で全量買い取りができます(播種の前に契約が必要です)

飯田市農業振興センターでは農地の遊休化を防ぐため、比較的労力が少ない大豆・そばの栽培を推進しています。今年大豆・そばの栽培に向けた説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。なお、参加をご希望の方は、**3月19日(水)**までに、電話でお申込みください。

日時●令和7年3月24日(月) ①14:00～ ②17:30～ ※同一内容で2回実施します。

場所●JA営農センター 第11会議室(飯田市鼎東郷281番地 JAみどりの広場内)

※飯田市農業課・農業委員会事務所 横

内容●栽培管理全般・下記支援の利用方法・大豆の販売契約について

大豆・そば 栽培支援の 概要

大豆	「つぶほまれ」の種子代金の1/2を助成(NPOみどりの風の手配で購入の種子に限る)
大豆	歩行型播種機「ごんべい」無料貸し出し(要予約)
大豆	栽培期間中に圃場での栽培指導を行います
大豆 そば	コンバインでの播種・刈取り作業の委託を受け付けます (作業料金は助成金を活用した金額になります)



大豆畑



収穫した
「つぶほまれ」

お申込・お問合せ先

飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217

小渋川土地改良区受益地の農振除外ができない期間について

小渋川土地改良区受益地内の農地は、令和9年度から16年度までの間、農業振興地域の農用地区域からの除外ができなくなります。これは、竜東一貫水路で平成23年度から実施中の工事が令和8年度に完了の見通しとなり、法令により土地改良事業受益地は、工事完了の翌年度から8年間は農振除外ができないためです。

これにより竜東土地改良区受益地の農振除外申出は、令和8年6月末締め切りで受付を停止する予定です。ただし、農振除外手続きの状況によっては、申出をされても除外ができない場合があります。農振除外の必要のある方は、なるべく令和7年度早期の申出をお願いします。

お問合せ先

飯田市農業課 農村振興係 ☎0265-21-3217